（６）製造する工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の所在地	
	（確認項目） 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させたことを確認したことを確認した。	□

（記載上の注意）

１．「構成設備の種類」の欄には、第13条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

２．「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から導入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番号等）を記載すること。

３．「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定社会基盤役務を安定的に提供するため構成設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

４．構成設備がＩＳＭＡＰの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが担う機能を、それぞれ記載すること。

５．構成設備がＩＳＭＡＰの登録を受けているクラウドサービスである場合は、（３）から（６）までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

６．（３）の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

７．（４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第10条第２項第２号に掲げる書類は、構成設備の供給者が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

８．届出の日の２月前の日以前に終了した直近の３事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は（５）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。